

労災保険給付の支給決定に対する取消訴訟における事業者の原告適格**【文献種別】** 判決／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 令和6年7月4日**【事件番号】** 令和5年（行ヒ）第108号**【事件名】** 療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件**【裁判結果】** 破棄自判**【参照法令】** 行政事件訴訟法9条1項、労働者災害補償保険法1条、12条の8、労働保険の保険料の徴収等に関する法律12条2項・3項、38条1項**【掲載誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573630

近畿大学教授 林 晃大

事実の概要

一般財団法人X（原告・控訴人・被上告人）は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）12条3項に基づきいわゆるメリット制の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という）である。

Xの支局に勤務していたA（補助参加人）が精神疾患を発症したことについて、札幌中央労働基準監督署長は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）に基づき、療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分を行った。なお、各支給処分を前提にメリット制が適用されると、Xの令和2年度から5年度までの労働保険料の額は、それを基礎としない場合と比べて計758万7198円増額されるものと見込まれていた。

Xは、Y（国。被告・被控訴人・上告人）に対して、各支給処分の取消訴訟を提起した。これについて、第一審（東京地判令4・4・15 労判1285号39頁）は、「労災保険法は、専ら、被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解するのが相当」であり、同法及び徴収法並びにこれの下位法令を通覧しても、「労災保険法が、……特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出せない」から、特定事業主の利益は行政事件訴訟法9条1項のいう「法律上の利益」には当たらず、Xには原告適格は認められないとした。また、第一審は、特定事業主は、徴収法上の労働保険料の認定処分（以

下「保険料認定処分」という）に対する取消訴訟等において、支給処分の違法性を取消事由として主張することが許される余地があるとも判示している。これに対して、Xが控訴した。

原審（東京高判令4・11・29 労判1285号30頁）は、特定事業主は、自らの事業に係る労災保険給付の支給決定（以下「労災支給処分」という）が行われた場合、「同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれのある者」であるから、同処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益」を有するとして、Xの原告適格を認めた。加えて、控訴審は、労災支給処分が取消判決等により取り消されたもの又は無効なものでない限り、保険料認定処分の取消訴訟において、労災支給処分の違法を取消事由として主張することは許されないとした。これに対し、Yが上告した。

判決の要旨

破棄自判。

1 「行政事件訴訟法9条1項にいう……『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうところ、本件においては、……労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすこととなるか否かが問題となる。」

2 「労災保険法は、労災保険給付の支給又は

不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている……。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的……に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意すること……によって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。」

3 「徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。そして、……労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みにも照らせば、労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によってその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性は見いだし難い。」

4 「以上によれば、特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、……労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、……労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるとすることはできない。」「したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟

の原告適格を有しないというべきである。」

5 「特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手續保障に欠けるところはない。」

6 「以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。……本件訴えは不適法であり、これを却下した第1審判決は結論において正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

メリット制の下では、特定事業主は、自らの雇用する労働者に対する労災支給処分がなされた場合、その処分の額がメリット収支率に反映され、その結果、次々年度以降の労働保険料が増額されるおそれがある。本判決は、特定事業主が、このような不利益を避けるために、労災支給処分の取消訴訟を提起する原告適格を有するかについて、下級審判決、学説、国の見解が分かれるなか、最高裁として初めて判断を示したものである。

特定事業主が上記の不利益を回避するには、他に、保険料認定処分の取消訴訟において、保険料増額の原因となった労災支給処分の違法性（支給要件非該当性）を取消事由として主張するという方法もあるが、その可否が、いわゆる「違法性の承継」の適用も含めて問題となる¹⁾。

二 下級審裁判例、学説、国の見解

特定事業主は、自らの雇用する労働者に対して行われた労災支給処分の取消訴訟を提起することができるのか。この点について、①特定事業主の原告適格の有無、及び②保険料認定処分の取消訴訟における労災支給処分の支給要件非該当性の主張の可否について示した複数の下級審裁判例が登場しており、その判断は二分されている。

上記①を肯定した上で②を否定したものに、総生会事件判決（東京地判平29・1・31判時2371号14頁、東京高判平29・9・21労判1203号76頁）が

ある。同事件においては、第一審、控訴審ともに、労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格を認めつつも、同処分の違法性を保険料認定処分の取消訴訟において主張することはできないとした。これに対して、本件第一審は上記①を否定した上で②を肯定し²⁾、他方、控訴審は、総生会事件控訴審判決を引用しながら、①を肯定、②を否定する判断を示している。

学説を見ると、特定事業主は労災支給処分により直接の不利益を受ける者であるとして上記①を肯定するもの³⁾もあるが、同処分がもたらす保険料の増加は支給決定の「事実上の効果」と見るべきであるとして原告適格を否定するもの⁴⁾、本件控訴審を批判する中で、特定事業主の原告適格を基礎づける利益は違法な労働保険料を賦課されない利益であって、これを直接侵害する処分は保険料認定処分であるなどとして否定するもの⁵⁾、同処分が特定事業主に対してもたらす不利益の直接性・具体性の観点から本件控訴審を批判するもの⁶⁾など、①を否定する見解が多い⁷⁾。

国（厚生労働省）は、従前から、労災保険法は事業主の利益を図ることを目的とせず、特定事業主は労災支給処分の名宛人となっていないことなどから上記①を否定し、さらに、労災支給処分の早期安定の必要性や労災支給処分と保険料認定処分の法律効果が異なることなどから②も否定する見解を示していた。しかしながら、同省が令和4年12月に公表した報告書⁸⁾（以下「検討会報告書」）は、上記①について、労災保険法の目的は業務上の事由等による労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をすることなどにあり、同法には事業主の保険料に係る経済上の利益に係る要件が見当たらないこと、関係法令である徴収法を考慮しても特定事業主の保険料に係る経済的な利益を労災支給処分の中で保護していると解釈することはできないこと、同処分が行われた段階では特定事業主に具体的にどのような不利益が発生するのかが明確になっていないことなどから特定事業主の原告適格を否定する見解を示している。また検討会報告書は、労災支給処分と保険料認定処分は相互に独立性が強いことから、「違法性の承継」が議論されている典型的な行政過程とは異なるとし、上記②を認めた上で、保険料認定処分の取消訴訟において労災支給処分の支給要件非該当性が認められたとしても、それを理由に労災支給処分を取

り消すことはしないという解釈を示した。その後、検討会報告書を基にした通達（令5・1・31基発0131第2号）が発出されている。

三 本判決の立場

本件控訴審のように特定事業主が労災支給処分の違法性を同処分の取消訴訟で争うことを認めることは、処分を受けた労働者を不安定な地位に置き⁹⁾、被災労働者の「生活保障」を目的とする労災補償制度の根幹を揺るがす¹⁰⁾という批判もあるなか、最高裁の判断に注目が集まった。

最高裁は、労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に特定事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすことになるか否かを「法律上の利益」の判断基準とし（要旨1）、労災保険法及び徴収法の趣旨目的と労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みを具体的に検討することによって、特定事業主の原告適格を否定し、控訴審判決を破棄、第一審の判断を維持した。

最高裁は、「被災労働者等の迅速かつ公正な保護」という労災保険法の目的から、労災支給処分は「労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、……被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たもの」であり、「特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない」とする（要旨2）。特定事業主の原告適格を認めると、被災労働者の法的地位は不安定なものとなり¹¹⁾、労災保険給付に係る法律関係の早期の確定と被災労働者等の権利利益の実効的な救済という趣旨が損なわれることにつながる。「業務上の事由……による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護」（1条）を行うことをその目的とする労災保険法は、労災支給処分に関して事業主が手続に関与することを認める規定を置いておらず、事業主の経済的利益を保護する趣旨を見出すことができないことから、本判決の理解は正しいといえる。

次に最高裁は、徴収法12条2項・3項の規定から、メリット制は「労災保険の事業に係る……財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のもの」であり、「客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を

特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反する」とする(要旨3)。そして、「労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当」であり、「そうすると、……労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記(＝労働保険料の額)の決定に影響を及ぼすものではない」ことから、特定事業主は労災支給処分により法律上保護された利益を侵害される者に当たらないとしている(要旨4)。メリット制は事業主に労災予防のインセンティブを付与し、事故を起こした事業主により多くの保険料負担を求めるという形で事業者間の一定の公平を実現することを趣旨とした仕組み¹²⁾であると一般的に理解されており、保険料認定処分を行う際に、当該事業主に関わる2～4年度前の過去3年度分の労災支給処分を参照するものである。控訴審においては、労災支給処分がされると、同処分に係る支給額に応じて保険料が増額されるおそれがあるという点が重視されたが、メリット制の仕組みに照らせば、最終的な労災保険率が確定するのは保険料認定処分の段階であり、個々の労災支給処分の段階では保険料の増額は不確定なおそれに過ぎず、この段階で特定事業主に対する具体的な利益侵害が生じるわけではない。このように個々の労災支給処分と保険料の増額には直接的な関係性を見出すことはできず、労災保険法は、特定事業主の利益を法律上の利益として保護しているとはいえないことから、本判決の解釈は妥当なものである。

最後に、最高裁は、特定事業主は保険料認定処分の取消訴訟において労災支給処分の支給要件非該当性を主張することができるため、「事業主の手続保障に欠けるところはない」とする(要旨5)。控訴審はこれを「違法性の承継」の問題と捉えていたが、最高裁は、検討会報告書と同様、労災支給処分と保険料認定処分は相互に独立性が強いものであることから、「違法性の承継」の法理が適用される場面とは見ていないと考えられる¹³⁾。

本判決は、第一審と同様、労災保険法及び徴収法の内容を詳細に検討し、労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みについて体系的な解釈を行いながら、特定事業主の原告適格の否定による労災支給処分の法的安定性の確保と保険料認定処分に

係る特定事業主の手続保障の両立を図ろうとしている点で重要な意義を有するものである。

●—注

- 1) 労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格の有無と、保険料認定処分の取消訴訟における労災支給処分の支給要件非該当性の主張の可否については、前者が認められれば後者を認める必要性が減り、後者が認められれば前者を認める必要性が増えるという関係にある。海道俊明「判批」重判令和5年度(ジュリ臨増1597号)(2024年)45頁。他に、太田匡彦「判批」ジュリ1585号(2023年)94頁参照。なお、両者が並び立つ旨を指摘するものとして、齋藤浩「労災業務上認定に対し使用者が起こす取消訴訟の原告適格について」立命395号(2021年)56～57頁。
- 2) 同じく①を否定し②を肯定した裁判例に、山口地判令4・9・21(令和2年(行ウ)第7号)がある。
- 3) 齋藤・前掲注1)48頁以下、興津征雄「違法性の承継に関する一事例分析——労災保険給付支給処分と労働保険料認定決定処分との関係」滝井繁男先生追悼『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』(日本評論社、2017年)171頁。
- 4) 鶴澤剛「確認的行政行為の性質と違法性の承継」金沢62巻1号(2019年)27頁以下。
- 5) 太田・前掲注1)93頁以下。
- 6) 海道・前掲注1)45頁。
- 7) 他に、笠木映里「判批」社会保障研究7巻4号(2023年)371頁以下、柳澤旭「判批」労旬2030号(2023年)11頁以下。
- 8) 労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会『労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会報告書』(2022年12月)(<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001022877.pdf>(2024年9月9日閲覧))。
- 9) 嶋崎量「事業主による労災取消訴訟の原告適格——あんしん財団事件をふまえて」労旬2030号(2023年)7～8頁参照。
- 10) 柳澤・前掲注7)14頁。
- 11) 具体的には、取消訴訟の結果として労災支給処分が取り消された場合、被災労働者等は既に受給した療養補償等の返還義務を負うことになり、これは「被災労働者および遺族にとって、まさに致命的な打撃になる」とされる。嶋崎・前掲注9)7頁。
- 12) 笠木映里「労災保険の構造と使用者の保険料負担のあり方」社会保障研究7巻4号(2023年)364～365頁、検討会報告書4頁参照。
- 13) 太田・前掲注1)94～95頁、鶴澤・前掲注4)26～28頁も「違法性の承継」が問題となる場面ではないとする。